

令和元年6月17日制定（国空航第327号）
令和4年3月29日最終改正（国空航第3037号）

国土交通省航空局安全部安全政策課長

航空身体検査証明自己申告確認要領

航空身体検査証明申請書（航空法施行規則第22号様式）（以下「申請書」という。）の提出にあたり、航空身体検査証明の申請者は、下記1.～4.に従って、申請書における既往歴、手術歴、医薬品の使用歴、その他参考になる事項等（以下「既往歴等」という。）に係る自己申告の内容を確認すること。

また、航空身体検査指定機関・指定航空身体検査医は、下記5.、6.に従うこと。

記

（申請者）

1. 申請者は、航空身体検査証明自己申告確認書（別添。以下「自己申告確認書」という。）のチェックリストにより、既往歴等の有無について点検・確認を行うこと。
2. 1. で確認した内容が、申請書14欄、15欄に適切に記入されているか点検し、必要に応じて申請書を訂正すること。
なお、訂正する際は、訂正箇所を二重線で消し、書き直すか、再作成すること。
3. 2. による申請書の点検後、自己申告確認書の本文内容を確認の上、氏名を記入すること。
4. 記入した自己申告確認書（1. のチェックリストを含む）を申請書に添えて、航空身体検査指定機関・指定航空身体検査医に申請すること。

（航空身体検査指定機関・航空身体検査指定医）

5. 航空身体検査指定機関・航空身体検査指定医は、問診時に提出された自己申告確認書の内容に沿って、既往歴等の確認を行うこと。
6. 自己申告確認書は、5年間保管するものとする。

（附則）（令和元年6月17日）

1. 本要領は、令和元年8月1日以降に申請される航空身体検査証明について適用する。

（附則）（令和2年12月22日）

この改正通達は、令和3年1月1日から施行する。

(附則) (令和4年3月29日)

この改正通達は、令和4年4月1日から施行する。